

根室市教育委員会規則第2号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 8 年 4 月 2 4 日
根室市教育委員会規則第 2 号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則

根室市立学校管理規則（昭和49年根室市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の3に次の1項を加える。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、北海道教育委員会
が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措
置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健
康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校管理規則の
規定は、令和8年4月1日より適用する。